令和８年（フ）第２００号
長野県松本市筑摩１丁目20番３号　ラルーチェＢ201
債務者　林　　重光
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２１０号
長野県松本市大字笹賀7445番地　市営住宅149号
債務者　野島　雅敏
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２８６号
静岡市葵区南沼上２丁目２番３－101号
債務者　加瀬　和也（ＫＡＺＵＹＡ　ＫＡＳＥ）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５６０号
静岡市葵区北安東３丁目13番33号　セピアコートＡ102号
債務者　種本　　修
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８号
三重県伊賀市柘植町6707番地
債務者　中村　しおりこと　ＬＥＫＫＬＡＮＧ　ＰＯＲＮＶＡＬＡＩ（旧姓ＪＡＳＯＯＮＧ　ＮＯＥＮ）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第７９号
三重県伊賀市柘植町6707番地
債務者　中村さおり
1　決定年月日時　令和８年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第２６６号
三重県三重郡菰野町大字竹成2795番地１
債務者　河野　勝久
1　決定年月日時　令和８年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１５６号
滋賀県東近江市蛇溝町1034番地６
債務者　板垣　　稔
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５０号
滋賀県長浜市川道町2496番地１
債務者　寺平　成輝
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５４号
滋賀県米原市寺倉222番地
債務者　福田　正法
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第４８９号
兵庫県姫路市辻井２丁目４番26号　ハイツコスモス108
債務者　莞牟田信子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５０８号
兵庫県姫路市白鳥台１丁目34番２号、従前の住所兵庫県姫路市保城10番地１　ハイツ無限201
債務者　本田咲也香
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２０号
兵庫県姫路市香寺町犬飼471番地１　ハイツエトワール106号室
債務者　松本　美幸
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５２３号
兵庫県姫路市本町68番地（白鷺89－３）
債務者　焼処ろあんこと　片山　真次
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５３５号
兵庫県姫路市城北本町10番21－308号　セントポーリア
債務者　横野　裕大
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２６４号
奈良市南肘塚町128番地
債務者　ＡＤＡＭＡＳこと　藤井　秀子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２８８号
奈良市肘塚町168番地の14
債務者　湊　　美華
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所破産係